

ヒト受精胚を用いる生殖補助医療研究等に関する専門委員会運営細則（案）

（目的）

第1条 この細則は、こども家庭審議会科学技術部会運営細則（令和5年5月19日こども家庭審議会科学技術部会長決定）第1条に基づき設置されるヒト受精胚を用いる生殖補助医療研究等に関する専門委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、同細則第9条の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

（委員会の組織等）

第2条 委員長は、必要があるときには、相当と認める者を参考人として委員会に招致し、意見を求めることができる。

2 委員長は、専門の事項について検討を行うために必要があるときは、委員会の下に作業班を置くことができる。

（議事の特例）

第3条 緊急その他やむを得ない事情のある場合は、委員長の認めるところにより、文書その他の方法により委員会の議事を行うことができる。議題の内容から合理的に判断して、委員会を招集して審議する必要がないと委員長が認める場合も同様とする。

2 前項の場合においては、委員長は、その議事について、次に招集する委員会において報告しなければならない。

（審査に係る資料の配布について）

第4条 知的財産権及び個人情報の保護、審査の中立性等の観点から、「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」（平成22年文部科学省・厚生労働省告示第2号）又は「ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」（平成31年文部科学省・厚生労働省告示第3号）に対する研究計画等の適合性の確認等（以下「審査」という。）を委員会の議事とする場合には、当該審査に係る研究計画書等の資料は、専門委員会の委員、参考人及び当該資料の説明を行う者に限り配布するものとする。

（委員等が退席すべき場合について）

第5条 委員会の委員は、審査の対象となる研究計画等に係る研究の関係者である場合には、当該審査の際に退席するものとする。

2 前項の関係者の範囲については、次のとおりとし、その他疑義が生じたときは、委員会において審議するものとする。

一 委員が当該研究の研究実施者として研究計画書等に記載されている場合

二 委員が当該研究の研究実施者と直接の上司又は部下の関係にある場合

三 委員が当該研究の研究実施者と同一の研究機関（注）に属する場合

（注）ただし、大学にあっては、学部、附置研究所等の単位であること。

四 委員が、当該研究に係る課題について、当該研究の研究実施者と共同研究を行っているなど、当該研究と密接な関係にある場合

五 委員が、当該研究に係る機関の倫理審査委員会の委員である場合

六 その他委員が当該研究の研究実施者と利害関係にあると認められる場合

（研究計画等の変更の審査について）

第6条 委員長は、各委員に対し、研究計画等の変更について、書面による審査を行うよう求めることができる。この場合において、委員長は、全ての委員の同意を得たときに限り、当該審査の結果をもって委員会の結論とすることができる。ただし、委員の1名以上から求めがあったときは、委員会を開催して審査を行うものとする。

2 書面による審査において委員から提出された意見及びこれに関する申請者の見解については、全ての委員に対して通知し、審査の参考とする。

（委員会の庶務）

第7条 委員会の庶務は、こども家庭庁成育局母子保健課において総括し、及び処理することとする。

（雑則）

第8条 この細則に定めるもののほか、委員会及び作業班の運営に必要な事項は、委員長が定める。